

○名寄市立大学内部質保証推進委員会設置規程

平成 30 年 2 月 7 日

(設 置)

第 1 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項及び名寄市立大学学則第 2 条の規定に基づく、名寄市立大学における自己点検・評価に関する事項の審議、名寄市立大学の将来構想（以下「将来構想」という。）の検証など、全学的な内部質保証を推進する組織として、「名寄市立大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(任務・目的)

第 2 条 委員会は、本学の教育、研究、学生支援、教育研究環境等整備、管理運営等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表のうえ、学校教育法第 109 条第 2 項に定める認証評価機関の評価に係ることを審議する。また、将来構想の検証を行い、必要な改善策を講じる。これらの活動を通して、本学の教育、研究、学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、教育研究等環境、管理運営・財務など、大学運営に係る内部質保証の推進を図ることを目的とする。

(所管事項)

第 3 条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 自己点検の実施、評価及び総括に関する事項
- (2) 認証評価機関及び外部による評価に関する事項
- (3) 将来構想の検証及び必要な見直し
- (4) 教育、研究、学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、教育研究等環境、管理運営・財務など、全ての大学運営に係る内部質保証の推進・確保

(構 成)

第 4 条 委員会は、学長、副学長、保健福祉学部長、学生部長、教務部長、図書館長、コミュニケーション教育研究センター長、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長、事務局長、総務課長、教務課長をもって構成する。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員会の委員長は学長とし、副委員長は副学長（副学長を置いていない場合は、保健福祉学部長）とする。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(部 会)

第 6 条 委員会の中に、必要に応じて、部会を置くことができる。

(庶 務)

第 7 条 委員会に関する庶務は、事務局総務課が行う。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会運営に関することは、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「名寄市立大学自己点検・評価委員会規程」は廃止する。